

障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業Q & A

No	分野	質問	回答
1	事業目的について	この事業は、何について補助をする事業となるのか。	令和3年10月1日～12月31日までの「衛生用品の購入」及び「感染防止対策に要する備品の購入」に要した費用を補助する事業となります。
2	事業目的について	補助金額はどのように決められているのか。 金額が安いのではないか。	補助上限額(＝基準単価)については、サービス別の基本報酬の0.1%特例の状況を参考に設定しています。
3	事業対象について	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業のうち、要件を満たすのであれば、「障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業」と「障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業」を両方補助を受けることは可能か。	可能です。ただし、一方の事業の補助対象経費の算定に計上したものは、他方の事業の補助対象経費として計上(二重計上)はできませんのでご注意ください。
4	事業対象について	障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象となるのか。	お見込みのとおりです。
5	事業対象について	事業所で陽性者が発生していたら、補助対象にならないことはあるのか。	そのような要件は設けておりません。
6	事業対象について	令和3年10月から12月までの間に指定等を受けている施設・事業所が補助対象となることだが令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた施設・事業所について、令和3年10月以降当該指定を受ける前に購入した衛生用品等の費用も補助対象となるか。	令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた施設・事業所については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。
7	事業対象について	令和3年12月1日に新規で指定を受けた事業所が、事業所開設の準備として、10、11月に購入した補助対象経費に該当する衛生用品等の購入費用は、補助申請可能か。 令和4年1月もしくは2月に新たに新規指定を受けた事業所が、開設準備のため令和3年10、11月に購入した費用の場合は補助申請可能か。	令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。 そのため、12月1日に指定を受けた事業所は12月1日以降、令和4年以降に新規指定を受けた事業所は申請不可。
8	事業対象について	現在(交付申請日時点)事業所は休止しているが、10月1日から12月31日までの間に対象経費の支出をしていれば、申請可能か？	対象期間(10/1～12/31)中に発生した経費があれば、交付申請日時点で事業所が休止中であっても補助金交付申請は可能です。
9	事業対象について	対象期間中(10/1～12/31)に障害福祉サービス提供の実績がないが、申請可能か。	事業所が休止しているなど対象期間(10/1～12/31)中に全くサービス提供の実績がない場合であっても、発生した経費があれば、補助金交付申請は可能です。
10	事業対象について	当該事業所は補助対象事業所となりえるか。 当該事業所が補助対象事業所である場合、補助額はいくらか。	補助対象事業所については、令和3年10月から12月までの間に指定を受けている事業所とし、対象期間内での新規指定、休業中のものを含む。 なお、医療・介護の補助金が支給される場合は対象外

11	事業対象について	<p>実施要綱別添3の「①障害福祉サービス施設・事業所等」の「対象経費」における「令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用」について、</p> <p>①令和3年10月1日から12月31日までの間に購入したものが対象か。 ②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。 ③「感染症対策に要する備品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液などといった防護具等や消毒用品を想定しています。使い切りできるものが前提だと考えています。</p> <p>③については、パーテーションとパルスオキシメーターの2つのみが補助対象となります。（左記2つ以外の備品は補助対象外）</p>
12	事業対象について	<p>医療や介護と同一の施設・事業所か否かについては、どのような基準により判断すればよいか。</p>	<p>原則として、設備に関する基準における必要な設備及び備品等を共用しているか否かで判断します。例えば、同一敷地内に生活介護事業所と介護保険法に基づく指定通所介護事業所がある場合で、設備及び備品等を共用していれば、いずれか一方のみへの申請となります。 （※各サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準を参照）</p>
13	事業の併用について	<p>本事業の医療版に相当する「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」の申請した場合、併せて本事業の申請もできるか。</p>	<p>両方の事業の補助要件を満たす事業所等であっても、両方の申請はできません。事業所等においていずれかを選択していただき片方のみ申請が可能であるため、医療の申請をしていなければ障害の申請を行うことはできます。</p>
14	事業の併用について	<p>本事業の介護版に相当する「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（感染症防止対策支援事業分）」の補助金申請した場合、障害分の申請はできるか。</p>	<p>両方の事業の補助要件を満たす事業所等であっても、両方の申請はできません。事業所等においていずれかを選択していただき片方のみ申請が可能であるため、介護の申請をしていなければ障害の申請を行うことはできます。</p>
15	事業対象について	<p>何故、令和3年10月1日から12月31日までの費用のみが対象なのか。令和4年1月1日以降、この事業はどうなるのか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の対応については、感染状況等を踏まえ必要に応じ柔軟に対応することとしており、医療や介護における措置と同様に、今回の措置は年末までのものとして行うこととしています。 なお、令和4年1月以降のことについて、現時点で決定していることはありません。</p>
16	事業対象について	<p>対象期間中(10/1～12/31)に対象物品を注文したが、納品や支払が期間を過ぎた場合は、補助対象になるか。 例えば、12/30にインターネットで注文したが、業者が年末年始の休みのため、業者での注文確認や発送が年明けになった場合でも、補助対象となるか。</p>	<p>対象物品の「発注」(※見積の取得のみは不可)が対象期間内に完了していれば、補助対象として差し支えありません。例示のケースは補助対象となります。</p>
17	事業対象について	<p>一つの法人で複数の事業を実施している場合、補助の上限はそれぞれの事業の上限を合算したものとなると思うが、例えば1つのパーテーションを購入する場合、個々の事業上限は超過してしまうが合計額以下におさまる場合、それぞれの上限の範囲内に分けて上してよいか。</p>	<p>お見込みの通りで差し支えありません。</p>
18	品目について	<p>体温計や空気清浄機、消毒液の噴射器等の備品は補助対象外なのか。</p>	<p>感染防止対策として特に支出の増加が見込まれるものを想定し、これらを補助対象経費としています。備品については、感染症対策以外への汎用性が高いことなどから今般補助対象としておりません。</p>

19	交付申請について	令和3年12月31日までに申請をしなければならないのではないかと。	<p>広島県では次の申請方法、申請期間で申請することが可能です。</p> <p>【申請方法】 広島県国民健康保険団体連合会へ電子請求受付システムによるインターネット申請</p> <p>【申請期間】 第1回目：令和4年1月17日～1月31日／第2回目：令和4年2月15日～2月28日</p> <p>【申請方法】 国民健康保険団体連合会に登録されている口座が債権譲渡されている施設・事業所は広島県電子申請システムで申請</p> <p>【申請期間】 令和4年1月11日～2月28日</p>
20	交付申請について	交付申請の提出先はどこか。提出方法はどこか。	<p>障害福祉サービス等報酬の支払を国民健康保険団体連合会に委託している施設・事業所は広島県国民健康保険団体連合会へ電子請求受付システムによるインターネット申請で申請してください。</p> <p>国民健康保険団体連合会に登録されている口座が債権譲渡されている施設・事業所は広島県電子申請システムで申請してください。(利用者登録せずに利用、メールを登録)</p>
21	交付申請について	交付申請書に添付する書類で、何か必要なものはあるか。	添付する書類はありません。なお、領収書等の添付は不要(保管は必要)です。(※保管期間：5年間)
22	交付申請について	交付申請書を提出してから、口座に入金されるまでどの位かかるか	補助金の支払いは、申請月の翌月の月末になります。1月申請は2月末、2月申請は3月末の支払になります。可能な限り早期に支払いを行うべく申請方法等の工夫には努めているところですが、入金までに一定程度時間を要する事はご理解ください。
23	交付申請について	事業者(法人)として一括申請ではなく、事業所ごとの申請(複数回)となっても良いか。	法人で一括申請してください。
24	交付申請について	対象期間前(9月以前)に対象物品を注文したが、納品や支払が対象期間中(10/1～12/31)となった場合は、交付申請の対象になるか。「10/1～12/31までの『購入』」とは商品の「注文日」で判断すればよいのか。	ご指摘の場合は補助対象とはなりません。対象期間中に「発注や注文や購入」(※見積の取得のみは不可)がされているものに限りです。
25	交付申請について	事業者として、一括してマスク、消毒液を購入しているが、事業所ごとの按分はどのような基準に基づいて行えば良いか。	サービス種別ごとに補助上限額(＝基準単価)が設定されているので、サービス種別ごとの使用見込み量など合理的に説明可能な考え方により適宜各サービスごとに配分の上、その金額の範囲内で各サービスごとに申請してください。 【例】事業者で一括購入したマスク10箱、消毒液5本の場合：施設入所支援・・・マスク5箱、消毒液3本／生活介護・・・マスク5箱等、消毒液2本 等
26	記載方法について	交付申請書に記載する定員数はいつの時点で判断すれば良いか。	交付申請時点の定員数となります。
27	領収書について	申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類の添付が必要か。	支出した費用の金額・品目等を申請書に記載すれば領収書等の証拠書類の提出は不要です。 なお、領収書等の証拠書類は、介護事業所・施設において適切に整備保管し(保存期限等は各都道府県のルールに則ってください)、県から求めがあった場合は速やかに提出する必要があります。
28	領収書について	保管すべき証拠書類は、領収書でなくとも、レシート、請求書、納品書等購入金額が分かるものであれば良いか。	購入日又は注文日、購入した商品の内容、金額、購入先の業者等の名称、購入した事業者の宛名(レシートなど購入者の名称の記載がないものは原本)等が確認できるものであれば差し支えないです。見積もり段階の書類は証拠書類にはなりません。